第十七項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに
	その旨	その旨及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十一項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに
	その旨	その旨及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十二項第二号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに
	その旨	その旨及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十三項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが六十以上七十未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが八十七以上であること並びに
	その旨	その旨及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十四項第一号	令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百二以上であること並びに
	その旨	その旨及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第九条の四第二十四項を同条第二十九項とし、同条第二十三項中「からニまで」を「ロ及びホ」に、「及びロ」を「、ロ及びニ」に、「から第四項まで並びに第十四項及び第十五項」を「、第二項、第五項、第十六項、第十七項及び第十九項」に改め、同項の表第一項第二号の項中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「同条第一号」を「同告示第三条第一号」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第二号の項中「七十五」を「八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第三項第二号の項を削り、同表第四項第二号の項中「第四項第二号」を「第五項第二号」に、「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満）」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改め、同表第十四項第二号の項中「第十四項第二号」を「第十六項第二号」に、「営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」を「六十以上七十未満」に改め、同表第十四項第三号の項中「第十四項第三号」を「第十六項第三号」に改め、同表第十五項第二号の項中「第十五項第二号」を「第十七項第二号」に、「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」を「令和十二年度燃費基準達成レベルが百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

第十七項第三号	令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
	その旨	その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十九項第二号	令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七を乗じて得た数値以上であること並びに
	その旨	その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

第九条の四第二十三項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「第百五十七条第二項第三号ニ」を「第百五十七条第二項第三号ホ」に改め、同項第二号中「百以上百五未満」を「百五以上百十未満」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第百五十七条第二項第三号ニ」に改め、「バス又は」を削り、「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満」を「令和四年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラック」を「乗用車」に改め、「（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上八十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の四第二十項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百以上」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　法第百五十七条第二項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、令和二年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

第九条の四第十九項第一号中「営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」を「六十以上七十未満」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「第百五十七条第二項第二号」を「第百五十七条第二項第二号イ」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の(1)」に改め、同項第二号中「営業用の乗用車にあつては六十以上六十五未満、自家用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」を「六十以上七十未満」に改め、同項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22　法第百五十七条第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。